

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年8月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第11号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和3年7月29日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 89,157円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 22歳男性
- 3 事故の概要

令和3年6月8日午後8時30分頃、亀岡市篠町見晴1丁目地内の市道山本見晴線を相手方車両が走行していたところ、側溝から外れていたグレーチングに接触し、車両の左前方バンパーが損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 89,157円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 22歳男性
- 3 事故の概要

令和3年6月8日午後8時30分頃、亀岡市篠町見晴1丁目地内の市道山本見晴線を相手方車両が走行していたところ、側溝から外れていたグレーチングに接触し、車両の左前方バンパーが損傷した。